

防府市の事業者の皆様へ

事業系廃棄物の減量 及び適正処理の手引き



目 次

はじめに	1
I 事業系ごみの現状.....	2
II 事業系ごみの数値目標.....	2
III 事業者の責務	3
IV 廃棄物の区分.....	3
V 事業系廃棄物の処理方法	5
1 リサイクルできる事業系一般廃棄物の処理方法	7
2 市の処理施設で処理する事業系一般廃棄物の処理方法	
(1) 事業者自らが市の処理施設に搬入する場合の処理方法	9
(2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合の処理方法	17
(3) 市に収集を依頼する場合の処理方法	19
VI ごみ減量・リサイクルの進め方	20
VII 事業系廃棄物に関するQ&A	21

はじめに

防府市では、平成28年12月に、平成25年に改定を行った「防府市ごみ処理基本計画」の見直しを行い、「3Rの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標とし、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任のもと、更なるごみ減量とリサイクルに取り組み、循環型社会の構築を目指すこととしています。

特に、ごみ総排出量の3割強を占める事業系ごみの減量化に向け、事業者の皆様には、ごみ減量化とリサイクルの推進に向けた自発的な取組をお願いするとともに、市では、処理施設における搬入物検査や資源ごみの無料受入れなど、3Rの取組を推進しています。

本書は、事業者の責務や事業系ごみの適正処理に対する理解を深め、ごみの減量及びリサイクルを推進していただくため作成しました。

防府市にふさわしい循環型社会の構築に向けて、事業者の皆様のご協力をお願いします。

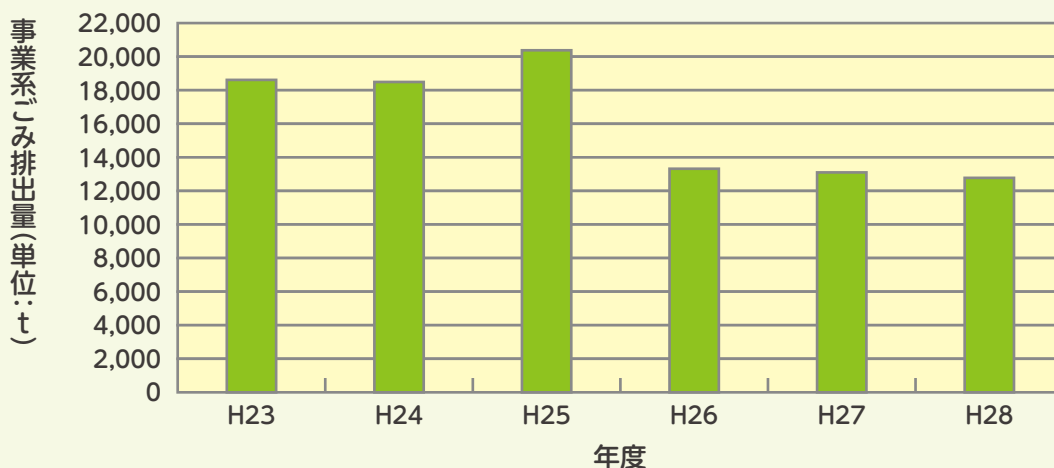


『防府市ごみ処理基本計画』における市民・事業者・市の主な役割と責任

I 事業系ごみの現状

事業系ごみ排出量については、平成26年度の新施設稼働に併せ、搬入基準の明確化や適正処理に関する周知活動を積極的に展開したことにより、大幅に減少しています。しかし、クリーンセンターに搬入された可燃ごみの中には、古紙類やペットボトルなどリサイクル可能なものが多く含まれており、徹底した分別とリサイクルにより、更なる事業ごみの減量化が行えます。

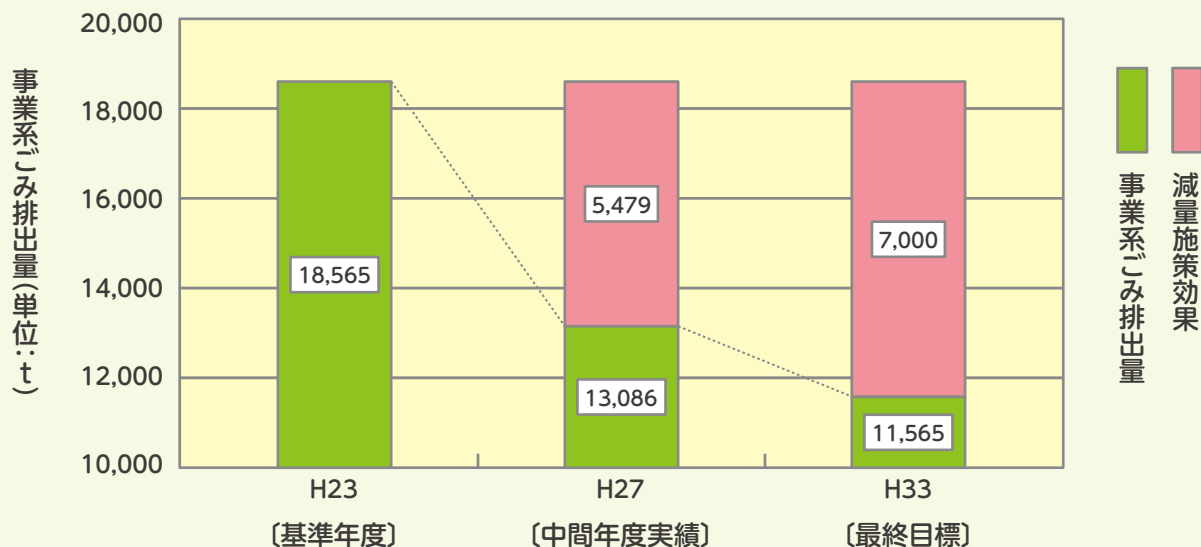
■ 事業系ごみ排出量の推移



II 事業系ごみの数値目標

防府市ごみ処理基本計画では、事業系ごみ排出量を最終目標年度(平成33年度)までに、平成23年度に比べて37.7%減となる、11,565トン(7,000トン以上の削減)以下にすることとしています。

■ 事業系ごみ排出量の数値目標



Ⅲ 事業者の責務

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物(ごみ)については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」及び「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(防府市廃棄物処理条例)」において、次のようなことが事業者の責務として定められています。

- 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること
⇒自ら処理とは、自家処理するだけでなく、処理費用を負担して他者に処理を委託することを含みます。
- 廃棄物の発生抑制・再生利用等を行うことにより、廃棄物の減量を図ること
- 廃棄物の減量・適正処理等について国や市の施策に協力すること

ごみの不法投棄は犯罪です。

ごみをみだりに投棄すると廃棄物処理法の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はこの併科に処せられることがあります。

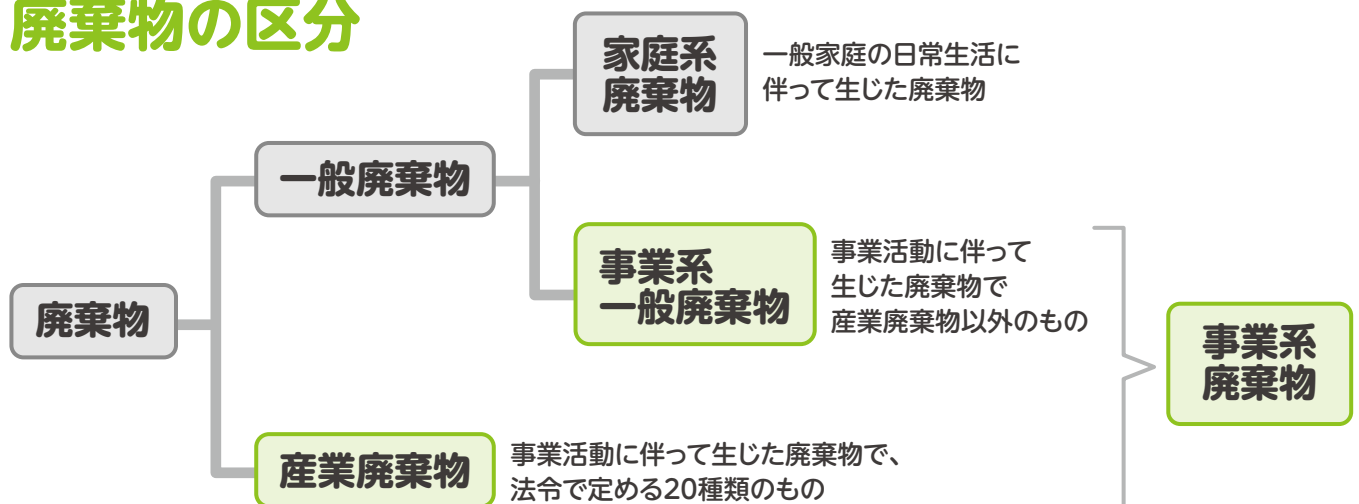
Ⅳ 廃棄物の区分

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)と定義しています。

また、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいいます。

さらに、廃棄物処理法では、廃棄物を『一般廃棄物』と『産業廃棄物』に区分しています。

廃棄物の区分



※事業活動とは、商店、オフィス、飲食店、工場など営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、公官庁など広く公共サービス等を行っているものも含まれます。

産業廃棄物の種類と具体例

	産業廃棄物の種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
	2 汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
	3 廃油	潤滑油、洗浄用油、動植物性油などで不要になったもの、廃溶剤
	4 廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
	9 ガラスくず・ コンクリートくず・ (がれき類を除く) 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず
	10 鉱さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、ボタなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
	14 木くず	建設業(紙くずに同じ。)、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
		貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
	15 繊維くず	建設業(紙くずに同じ。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。) から排出される天然繊維くず
	16 動植物性残渣	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
	20 13号廃棄物	産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの(コンクリート固型化物など)

※産業廃棄物の種類の詳細については、山口県の産業廃棄物担当窓口(山口県山口健康福祉センター 電話 083-934-2536)にお尋ねください。

V 事業系廃棄物の処理方法

事業者の皆さんが排出する廃棄物は、『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分けられます。

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物を処理する場合は、自らが市の処理施設や民間の処分業許可業者へ直接持ち込む又は市の許可する収集運搬業者に依頼する必要があります。

※少量の事業系一般廃棄物(可燃ごみ及びプラスチック製容器包装)は、市に有料収集を依頼することもできます。(詳しくは、P19参照)



家庭ごみの集積場所(ステーション)に出すことはできません。

事業活動に伴って生じる廃棄物を、家庭系廃棄物の集積場所に出す行為は、不法投棄とみなされる場合がありますので絶対にやめてください。



産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物を処理する場合は、その種類ごとに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する必要があります。処分業者のそれぞれと書面で契約しなければなりません。また、処理業者に産業廃棄物を引き渡す場合は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、処理業者から処理段階に応じて、マニフェストの写しの交付を受けることで最終処分まで適正に処理されたことを確認する必要があります。

産業廃棄物は、原則、市の処理施設では処理しませんので、自らの責任において適正に処理してください。
一部の産業廃棄物については、少量のものに限り、市の処理施設で受け入れることができますので事前にクリーンセンター(電話 0835-22-4742)に御連絡ください。

なお、産業廃棄物について、許可を受けていない産業廃棄物処理業者への委託、不法投棄、野外焼却といった不適正な処理を行った場合には廃棄物処理法の規定により罰則の対象となります。廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者としての責任を問われる場合があるなど、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものですので、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する必要があります。

【廃棄物処理法第25条、第32条(罰則)】

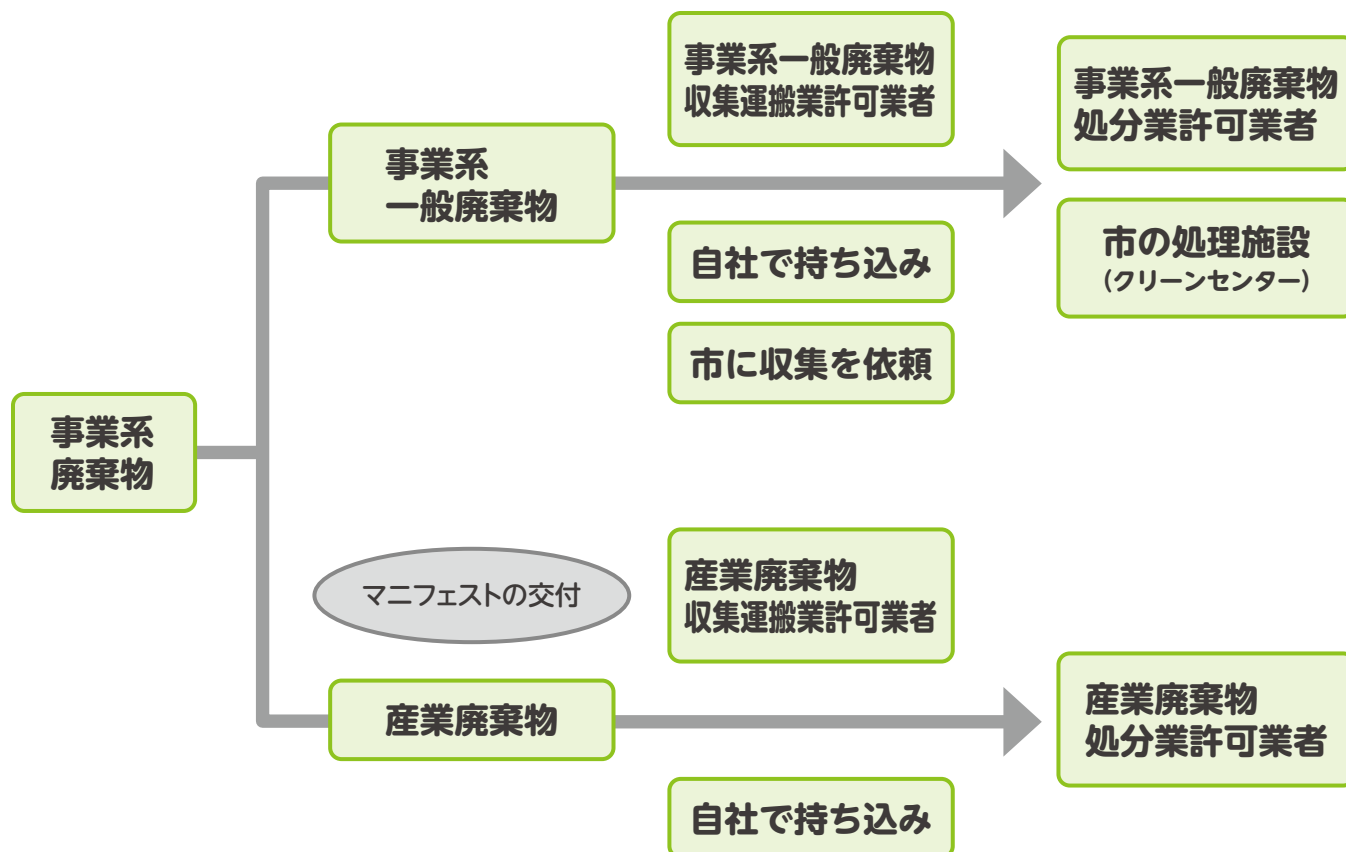
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科(法人に対しては3億円以下の罰金)

産業廃棄物の処理に関する相談窓口

山口県山口健康福祉センター

〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1番1号
電話 083-934-2536

事業系廃棄物の処理方法



※古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類、古繊維の4品目の「^{もつぱ}専ら再生利用の目的となる廃棄物」(^{もつぱ}専ら物)については、^{もつぱ}専ら物をリサイクルする資源回収業者に依頼することもできます。



※資源回収業者は、廃棄物処理業の許可は不要とされていますが、廃棄物の処理委託契約を交わす必要があります。

1

リサイクルできる事業系一般廃棄物の処理方法

廃棄物を排出する際は、排出する前に必ずリサイクル可能なものか確認しましょう。

木くず類、動植物性残渣(生ごみ)、古紙類などについては、リサイクル可能なものがあります。正しく分別して、リサイクルを行う処分業許可業者等に依頼しましょう。

また、防府市では、従業員の飲食等に伴うものなど製造・流通・販売等の本来業務以外で発生し、家庭系廃棄物と同質のものについては、事業系一般廃棄物(資源ごみ)として取り扱います。缶、ペットボトル、びん類、古紙類、紙製容器包装、紙パック及びプラスチック製容器包装の資源ごみは、市の処理施設に直接持ち込むか(詳しくは、P9参照)、直接持ち込めない場合は、収集運搬業許可業者に依頼し処理することができます。(詳しくは、P17参照)

木くず類

草、剪定木などの木くず類のリサイクルを行う処分業許可業者及び市外のリサイクル施設への運搬のできる収集運搬業許可業者は次のとおりです。

処分業許可業者

(平成30年2月1日現在 五十音順)

許可業者名	住 所	電話番号	処分方法	備考
(有)総合サービス防府支店	防府市大字植松1348番地の6	0835-39-1007	破砕(移動式)	
中司興業(株)	防府市大字田島1800番地8	0835-29-0321	破砕	

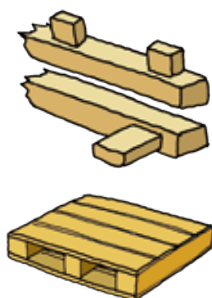
収集運搬業許可業者

(平成30年2月1日現在 五十音順)

許可業者名	住 所	電話番号	処分業者名	処分方法
青木工業運輸(株)	周南市浜田一丁目2番5号	0834-63-1220	青木工業運輸(株)	破砕
(株)宇部興産開発	宇部市大字小串1978番地の96	0836-66-2456	(株)西日本グリーンリサイクル	破砕・堆肥化
(株)総林	山口市阿知須7181番地3	0836-65-5400	(株)総林	破砕
(株)西日本グリーンリサイクル	山口市阿知須2423番99	0836-66-0832	(株)西日本グリーンリサイクル	破砕・堆肥化

※受入条件・費用等の詳細は、各業者にご相談ください。

建設業に係るものや貨物流通用のパレットなどは産業廃棄物になります。リサイクルを行う産業廃棄物処分業許可業者に依頼しましょう。



木くずのリサイクル



動植物性残渣(生ごみ)

飲食店などから排出された生ごみなどの動植物性残渣を市外のリサイクル施設へと運搬のできる収集運搬業許可業者は、次のとおりです。

収集運搬業許可業者

(平成30年2月1日現在 五十音順)

許可業者名	住 所	電話番号	処分業者名	処分方法
(株)アースクリエイティブ	宇部市大字妻崎開作1319番地の1	0836-41-0377	(株)アースクリエイティブ	飼料化
(株)徳山ビルサービス	周南市大字栗屋50番地の11	0834-36-3880	(株)徳山ビルサービス	液体肥料化

※受入条件・費用等の詳細は、各業者にご相談ください。

食品製造業に係るものなどは、産業廃棄物になります。リサイクルを行う産業廃棄物処分業許可業者に依頼しましょう。



有機肥料

古紙類

コピー用紙、ダンボール、新聞紙、チラシ、本、雑誌などの古紙類は、古紙類の取扱いのある資源回収業者に依頼しましょう。また、機密文書については、機密文書の細断業務を行える処分業許可業者に依頼しましょう。

処分業許可業者(機密文書の細断)

(平成30年2月1日現在 五十音順)

許可業者名	住 所	電話番号	処分方法	備考
(株)維新	山口市秋穂東1555番地1	083-984-5855	細断(移動式)	
(株)ISONO	山口市下小鯖347番地2	083-927-0990	細断(移動式)	
(株)磯野商店	防府市華浦二丁目11番7号	0835-22-0443	細断(固定式・移動式)	

※受入条件・費用等の詳細は、各業者にご相談ください。

※専ら物の取り扱いのある資源回収業者については、インターネット、電話帳等でご確認ください。

リサイクル可能な古紙類は、市の処理施設へ可燃ごみとして搬入できません。

適正に分別し資源回収業者等に依頼するとともに、リサイクル可能な機密文書などは、機密文書の細断が行える処分業許可業者に依頼しましょう。



2

市の処理施設で処理する 事業系一般廃棄物の処理方法

(1)事業者自らが市の処理施設に搬入する場合の処理方法

①受入施設

防府市クリーンセンター

住所 防府市大字新田364番地 電話 (0835) 22-4742

●可燃ごみ

⇒ 防府市クリーンセンター 可燃ごみ処理施設

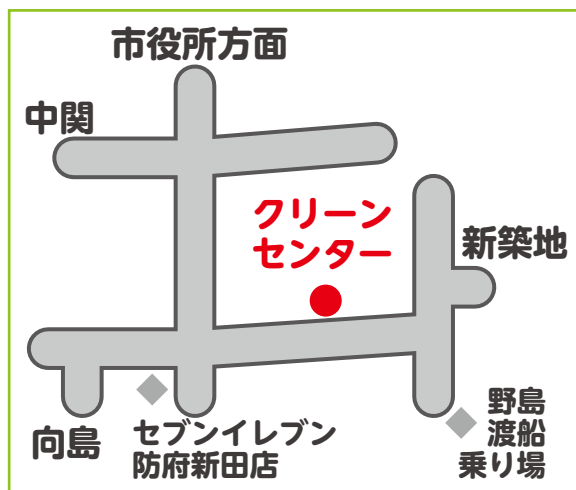
●不燃ごみ・粗大ごみ・危険ごみ・資源ごみ

⇒ 防府市クリーンセンター リサイクル施設

②受入日及び受入時間

平日の8:15~16:30

※祝日等で市長が特に必要があると認めたときは、搬入できる場合があります。



③処理手数料

(令和8年4月1日改定後)

受入施設名	廃棄物の種類	処理手数料
可燃ごみ処理施設	可燃ごみ	100キログラム又はその端数ごとに640円
リサイクル施設	不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみ	20キログラム又はその端数ごとに260円
	資源ごみ	無料

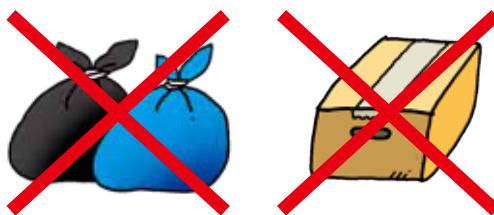
※処理手数料は改定される場合があります。

※処理手数料には、消費税相当額を含みます。

④施設搬入の基本的注意事項

- 定期的に市の処理施設に事業系一般廃棄物を搬入する場合(可燃ごみ、資源ごみに限る。)は、事前に搬入許可申請をし、許可を受ける必要があります。その際、搬入車両の車検証の写しや運転手の運転免許証の写しの添付が必要になります。
- 臨時的に市の処理施設に事業系一般廃棄物を搬入する場合は、その都度、臨時搬入許可申請をし、許可を受ける必要があります。その際、搬入車両の車検証や運転手の運転免許証を提示してください。

- 容器を使用しての可燃ごみの搬入は、原則として容量45リットル以下の中身の確認できる無色又は白色半透明の袋を使用してください。(黒い袋、ダンボールは不可)



- 処理施設内の標識及び施設係員の指示に従ってください。
- 廃棄物が飛散・流出等しないようにしてください。廃棄物を飛散・流出させた場合は、自らその清掃を行ってください。
- 最大積載重量2トンを超える車両を使用して廃棄物を搬入するときは、車両寸法や自動排出装置(ダンプ式)の有無などを考慮し、搬入を認めない場合もありますので、事前にクリーンセンターへご連絡ください。

⑤ 搬入物検査にご協力ください

平成26年4月から防府市廃棄物処理条例第15条において、市の処理施設に一般廃棄物を搬入する場合の搬入基準の遵守義務と、搬入物検査協力義務を規定し、違反ごみの混入を防止するため、搬入物検査を随時実施しています。

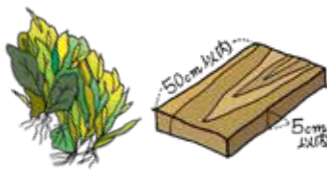
また、平成28年4月からは、処理施設の搬入基準を厳密に取り扱うこととし、市が行う搬入物検査に協力しない場合、違反ごみの混入等により行った持ち帰り指導に従わない場合、指導したにもかかわらず改善が見られない場合等には搬入許可を取り消すなど、違反者に対する処分を実施しています。その場合、市の処理施設への一般廃棄物の搬入ができなくなることもありますので、適正排出等について事業者の皆様の御協力をお願いします。



⑥ 搬入基準

市の処理施設に搬入できるもの

可燃ごみ ▶▶▶ 可燃ごみ処理施設

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
生ごみ	食品の食べ残り 食品の売れ残り 調理残さ 魚のアラ 	十分に水切りを行ってください。
木くず類 (工事に伴うものを) 除きます。	草、落ち葉 剪定枝葉 板切れ 	・土をよく落としてください。 ・剪定枝等の棒状のものは、長さ50cm×直径10cm以内に切ってください。 ・板状のものは、1辺の長さ50cm×厚さ5cm以内に切ってください。 ・釘等の異物は取り除いてください。
布類	ウエス 軍手、制服 作業服 	1辺の長さを50cm以内に切ってください。
紙類	汚れのついた紙 リサイクルできない紙 	
	紙おむつ 	汚物を取り除いてください。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡し、その指示に従ってください。
※処理手数料は、100キログラム又はその端数ごとに 640 円です。

※処理手数料は改定される場合があります。
※令和8年 4月1日改定後の金額です。

市の処理施設に搬入できるもの

不燃ごみ・粗大ごみ ▶▶▶ リサイクル施設

※不燃ごみ、家電製品、可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみ合わせて**1業者につき1日5点**以内に限り受け入れます。(袋に入るような小さな不燃ごみは、45リットル袋1袋程度を1点と数えます。)

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
不燃ごみ (1辺の長さが 50cm以内のもの)	鍋、ヤカン オイル缶 包丁 ハサミ 	搬入できる量は、1日1事業者につき、45リットル袋1袋程度までです。
家電製品	電子レンジ 電気ポット 扇風機 掃除機 	
可燃性粗大ごみ	木製家具などの 可燃性家具類 (テーブル、椅子、棚など) 	・長さ2m×幅1.5m×奥行き1mを超えるものは搬入できません。 ・スプリング入りマットレス、スプリング入りソファは搬入できません。
	布団・毛布 じゅうたん カーテン 	折りたたんだ状態で長さ2m×幅1.5m×奥行き1m以内にし、ひもで縛ってください。
	畳 (工事に伴うものを) 除きます。 	
	木・木材 (工事に伴うものを) 除きます。 	・剪定木等の棒状のものは、長さ1m×直径20cm以内に切ってください。 ・板状のものは、厚さ5cm以内で、長さ2m×幅1.5mに切ってください。 ・釘等の異物は、取り除いてください。
不燃性粗大ごみ	金属製 家具 	長さ2m×幅1.5m×奥行き1mを超えるものは搬入できません。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡して、その指示に従ってください。

※処理手数料は、**20キログラム又はその端数ごとに 260 円**です。

※処理手数料は改定される場合があります。

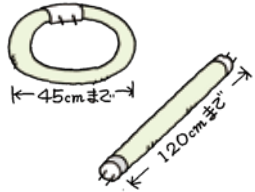
※令和 8 年 4 月 1 日改定後の金額です。

市の処理施設に搬入できるもの

危険ごみ



リサイクル施設

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
スプレー缶類	スプレー缶 カセットボンベ 	・ガス抜きと穴あけを行ってください。 ・搬入できる量は、1日1事業者につき、45リットル袋1袋程度までです。
乾電池類	アルカリ乾電池 マンガン乾電池 	・搬入できる量は、1日1事業者につき、10個までです。 ・充電式電池・ボタン電池は搬入できません。
蛍光灯	丸型蛍光灯 直管型蛍光灯 	・長さ120cm以内の直管型、直径45cm以内の丸型のものです。 ・搬入できる量は、1日1事業者につき、10本までです。
ライター類	使い捨てライター 大型ライター(チャッカマン) 	・完全に使い切ってください。 ・搬入できる量は、1日1事業者につき、10個までです。
陶磁器・ガラス類 (1辺の長さが50cm以内のもの)	食器、灰皿、花瓶、白熱電球、ガラス 等 	・搬入できる量は、1日1事業者につき、45リットル袋1袋程度までです。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡して、その指示に従ってください。

※処理手数料は、20キログラム又はその端数ごとに260円です。

※処理手数料は改定される場合があります。

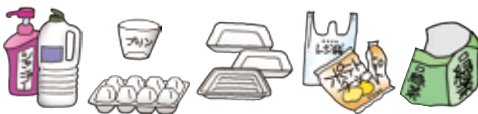
※令和8年4月1日改定後の金額です。

市の処理施設に搬入できるもの

資源ごみ（家庭系廃棄物の搬入基準と同一です。）



リサイクル施設

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
缶 (アルミ缶・スチール缶) 	ジュース、缶詰 お菓子の缶、ペット フードの缶など 飲料や食品が 入っていた缶 	1辺の長さが15cm以内の角缶又は容量 3リットル以内のものです。
ペットボトル 	飲料又は 調味料用の ペットボトル 	ふた、ラベルは、外してください。
びん類	食品や化粧品が 入っていた 容器のうち ガラス製のびん 	無色、茶色、その他の色に分別してください。
新聞紙	新聞紙 新聞折り込み広告紙 	ひもで縛る場合は、紙ひもで十字に縛って ください。
ダンボール 	ダンボール 	・たたんで搬入してください。 ・ひもで縛る場合は、紙ひもで十字に縛って ください。
雑がみ	封筒、ハガキ 名刺、雑誌 シュレッダー紙 	・ひもで縛る場合は、紙ひもで十字に縛って ください。 ・シュレッダー紙は無色透明袋に入れて 搬入してください。
紙製 容器包装 	紙袋、包装紙 紙箱等の紙製の 容器や包装 	たたんだり、つぶしたりして搬入してください。
紙パック 	内側が白色の 飲料用紙パック 	中を軽く水洗いし、はさみで切り開いて 乾かしてください。
プラスチック製 容器包装 	ボトル、袋、トレイ、フィルム等の プラスチック製の容器や包装 	・容量45リットル以下の無色透明袋に入 れて搬入してください。 ・発泡スチロールの容器や緩衝材は搬入 <u>できません。</u>

※洗ったりふき取ったりして汚れを落とし、水気を切ってから搬入してください。

※商品そのもの・商品の付属品など、容器包装ではないものは対象になりません。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、グリーンセンターに連絡して、その指示に従ってください。

※処理手数料は、**無料**です。

市の処理施設に搬入できないもの

区分	例示品目等
防府市以外で発生したもの	
産業廃棄物	建設業に係る木くず 等 (P4の産業廃棄物の種類と具体例を参照)
有害性のあるもの	農薬、劇薬、殺虫剤 漂白剤等の薬品類 
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ バッテリー 消火器 等 
引火性のあるもの	石油 廃油 火薬 塗料 等 
著しく悪臭を発するもの	汚物が著しく付着したもの 等
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物、PCBを使用した部品 等 
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ 洗濯機、衣類乾燥機 冷蔵庫、冷凍庫 
処理施設で処理することが困難な形状のもの	タイヤ、金庫、農機具、魚網、自動車部品 原動機付自転車、繊維強化プラスチック(FRP)の製品 グラスウール・ロックウール 太陽熱温水器、石綿・石綿含有の製品 ピアノ、浴槽、フェンス・門扉などの建具 等 

※この表は、主要な品目について例示したものです。詳細については、クリーンセンターに連絡し、その指示に従ってください。

クリーンセンター利用の流れ

※臨時的に事業系一般廃棄物を搬入する場合

1. 受付棟で受付をします。

申請書(市ホームページからダウンロードできます。)を記入します。搬入車両の車検証及び運転手の運転免許証を提示して、搬入カードを受け取り、搬入車両のダッシュボードに載せてください。

2. 計量所で、ごみを積んだ状態で搬入車両の重さを量ります。

3. ごみの種類ごとにそれぞれ指定の場所で降ろしてください。

4. ごみを降ろした状態で搬入車両の重さを量ります。

5. ごみの重さに応じた料金を自動料金徴収機で支払います。(資源ごみの場合を除く。)

※資源ごみは、リサイクル施設資源ヤードに、危険ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、リサイクル施設確認ヤードに、可燃ごみは、可燃ごみ処理施設に降ろしてください。

※料金区分ごとに計量しますので、すべてのごみ種を同時に持ち込まれる場合は三度計量することになります。(2～5の繰り返し)

※搬入基準に適合しないものは、搬入できません。

あらかじめ搬入基準に基づく分別をお願いします。

燃やせるごみ(可燃ごみ)を降ろす場所(可燃ごみ処理施設)

一辺が50cm以内のものに限ります。指定ごみ袋に入れる必要はありません。袋に入れる場合、45リットル以内の透明または白色半透明の袋をお願いします。



資源ごみを降ろす場所(リサイクル施設資源ヤード)



プラスチック製容器包装
45L以内の無色透明袋に入れて



紙製容器包装
袋に入れて出す場合、紙袋で



紙パック



古紙類
新聞・雑誌み・ダンボールに分けて
ひもで縛る場合、紙ひもで



ペットボトル
ふたとラベルは外して



缶



びん類

無色・茶色・その他の色に分けて

危険ごみ

スプレー缶類

使い切って、ガス抜きと穴あけを行ったもの



1日1事業者につき
45リットル袋1袋程度まで

乾電池類

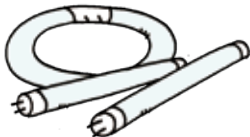
使い切り電池

1日1事業者に
つき10個まで



蛍光管

1日1事業者に
つき10本まで



ライター類

完全に使い切って

1日1事業者に
つき10個まで



陶磁器・ガラス類

一辺50cm以内のもの



1日1事業者につき45リットル袋1袋程度まで

不燃ごみ

一辺50cm以内のもの

1日1事業者につき45リットル袋1袋程度まで

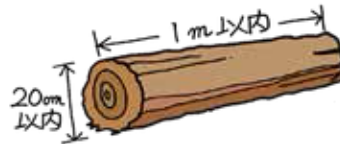


小さい金属類は無色透明
袋に入れてください。

刃の部分布や新聞紙で
包んで無色透明袋に入れ
てください。

せんてい 剪定木・木材

太さ10cm以内、長さ50cm以内のものは、
可燃ごみ処理施設で降ろしてください。



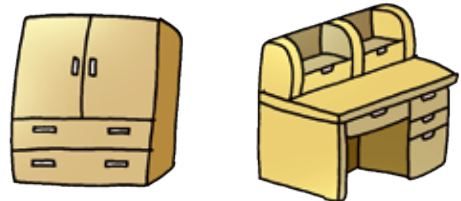
太さ20cm以内、
長さ1m以内に
切ってください。



長さ2m以内、
幅1.5m以内に
切ってください。

可燃性粗大ごみ

長さ2m×幅1.5m×奥行1mを超えるものは搬入できません。



折りたたんだ状態で長さ2m×幅1.5m×奥行1m以内に
し、ひもで縛ってください。

不燃性粗大ごみ

長さ2m×幅1.5m×奥行1mを超えるものは搬入できません。



小型家電リサイクル品目



必ず、分別して搬入してください。

(2)一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合の処理方法

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合には、防府市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託しなければなりません。

①一般廃棄物収集運搬業許可業者 [平成30年2月1日現在、五十音順]

業者名	所在地	電話番号
株式会社 ISC	広島市佐伯区五日市中央四丁目7番24号	082-921-0110
アボンコーポレーション株式会社	防府市牟礼今宿一丁目18番14号	0835-28-3702
有限会社 アント商事	山口市大内矢田南八丁目8番33号	083-927-2835
株式会社 維新	山口市秋穂東1555番地1	083-984-5855
株式会社 ISONO	山口市下小鯖347番地2	083-927-0990
株式会社 磯野商店	防府市華浦二丁目11番7号	0835-22-0443
伊藤 訓也(牟礼商店)	防府市大字江泊1816番地の18	0835-21-9933
株式会社 伊藤工業	防府市高倉一丁目17番3号	0835-38-2727
株式会社 井藤商店	山口市小郡上郷3583番地1	083-972-5883
入江 勇(ティエムエス)	防府市大字伊佐江101番地の1	0835-38-7066
ウエストピース株式会社	防府市天神一丁目4番11号	0835-27-6110
内崎建設株式会社	防府市大字浜方924番地	0835-29-0540
株式会社 エコ・グリーンヒラタ	防府市大字奈美725番地の8	0835-38-2401
有限会社 エム・ディー	防府市大字田島351番地83	0835-24-1176
太田 寿之(太田商店)	防府市三田尻二丁目9番43号	0835-22-1475
有限会社 オカザキ	防府市大字江泊2494番地1	0835-21-3008
株式会社 かみむら	防府市大字牟礼1913番地	0835-21-5675
有限会社 カワムラクリーン	防府市勝間三丁目2番49号	0835-25-7792
河村 文夫(だるまりサイクル)	防府市迫戸町3番16号	0835-38-2077
木本建設株式会社	防府市大字浜方48番地の2	0835-22-1005
株式会社 木本商店	防府市開出西町4番7号	0835-22-5529
有限会社 協同産業	防府市駅南町7番37号	0835-21-2825
有限会社 グリーン山口	山口市下小鯖3806番1	083-941-3570
有限会社 グローバルシステム	山口市佐山4836番地1	083-988-2323
株式会社 権代工業	防府市敷山町38番3号	0835-24-1924
有限会社 サンヨー緑樹園	防府市大字下右田644番地の1	0835-23-3037
有限会社 資源総業	防府市大字新田245番地の5	0835-24-1123
有限会社 周防ビル	防府市大字下右田1058番地の4	0835-22-3085
住香 直彦(スペーストラスト山口)	防府市自由ヶ丘三丁目19番19号	0835-52-1830

業者名	所在地	電話番号
有限会社 総合サービス防府支店	防府市大字植松1348番地6	0835-39-1007
相互環境サービス有限会社	広島市西区三篠町二丁目2-27	082-238-2772
株式会社 ダイム	防府市大字牟礼42番地の30	0835-27-0181
大和建設有限会社	防府市本橋町19番39号	0835-24-0556
株式会社 ただおザウルス	周南市浜田一丁目6番5号	0834-63-3279
有限会社 谷口総業	防府市大字田島1972番地の1	0835-39-2030
有限会社 ディーボックス	山口市若宮町1番76号	083-995-1234
有限会社 十和重機建設	防府市大字江泊118番地の37	0835-23-5314
中司興業株式会社	防府市大字田島1800番地の8	0835-29-0321
永松 勝則(グリーン・エコ山口)	防府市桑山二丁目11番14号	0835-36-0551
長峯 史郎(長峰商店)	防府市勝間三丁目9番6号	0835-22-2861
西日本運輸株式会社	防府市大字植松1348番地の6	0835-28-8348
株式会社 西原資源	広島市中区光南六丁目2番40号	082-248-1010
株式会社 野間工業	防府市岩畠三丁目12番2号	0835-21-1299
株式会社 羽嶋松翠園	防府市大字下右田647番地	0835-23-3615
有限会社 長谷川産商	防府市大字植松125番地の2	0835-23-4966
日立建設株式会社	宇部市大字妻崎開作720番地	0836-41-5111
株式会社 ひらた	山口市仁保上郷374番地	083-929-0740
有限会社 ヒロモト	下関市ゆめタウン2番12号	083-248-4321
有限会社 藤井開発興業	防府市大字田島32番地の2	0835-21-2399
藤本工業株式会社	防府市佐波一丁目9番19号	0835-22-3910
防府環境設備株式会社	防府市大字新田375番地	0835-22-5620
株式会社 ホーエー	防府市大字新田374番地	0835-22-5776
株式会社 星山リサイクル	防府市三田尻二丁目11番37号	0835-22-1823
桝倉産業株式会社	防府市大字台道1155番地の1	0835-32-3233
有限会社 松村商事	防府市大字大崎59番地の2	0835-22-3269
株式会社 三城商事	宇部市西平原二丁目7番1号	0836-33-6903
有限会社 光田商店	山口市三和町6番5号	083-902-8777
三戸建設株式会社	防府市大字仁井令902番地	0835-23-2153
みどり建設株式会社	防府市国衛五丁目6番28号	0835-38-4059
株式会社 宮内建設	防府市大字西浦3418番地の1	0835-29-3449
株式会社 三宅商事	山口市旭通り二丁目1番34号	083-922-4100
株式会社 モナポライズ	山口市大内御堀3953番地の1	083-902-3455
山一運輸興業株式会社	山口市朝田601番地25	083-934-8153
山口資源株式会社	防府市大字植松1886番地	0835-26-6115
株式会社 ユタカ産業	防府市沖今宿二丁目20番15号	0835-21-2733
有限会社 米本重建	防府市清水町3番49号	0835-24-0834

※道路維持などの公共関係限定の許可業者及び他市のリサイクル施設への運搬限定の許可業者を除いています。

②一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する場合の注意事項

- 収集時間、収集回数、委託費用などは、許可業者と相談してください。
- 委託する際は、防府市の許可証の内容と有効期限を必ず確認してください。
- 契約は、書面で締結するようにしてください。
- 事業者自らが市の処理施設に持ち込む場合と同様に、搬入基準に適合するよう適正に分別してください。



(3)市に収集を依頼する場合の処理方法

少量の事業系一般廃棄物は、市に有料収集（ラベル収集制度）を依頼することができます。

①対象となる事業系一般廃棄物 可燃ごみ及びプラスチック製容器包装

②収集回数

- 可燃ごみ 週2回
- プラスチック製容器包装 週1回

※祝日・休日の収集はありません。ただし、夏季の祝日・休日は収集します。



※平成29年度のラベルシール

③収集容器の指定

- 可燃ごみ 容量45リットルの無色又は白色半透明袋
- プラスチック製容器包装 容量45リットル以下の無色透明袋

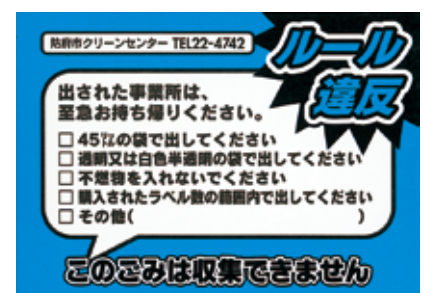
④処理手数料

ラベルシール1枚につき、年額22,800円(月額1,900円／枚)
1枚につき1袋収集します。

※処理手数料は改定される場合があります。
※処理手数料には、消費税相当額を含みます。

⑤注意事項

- 購入したラベルシールは、確認しやすい場所に貼付してください。
- 午前8時30分までに指定された場所に出してください。
- 適正に分別して排出してください。違反ごみの混入が確認される場合は、違反シールを貼付のうえ、取り残しの処置を実施します。



VI ごみ減量・リサイクルの進め方

廃棄物を効果的に減量するためには、事業所全体で取り組む必要があります。一人ひとりが廃棄物を減らそうとする意識を持ち、行動に移すことが大切です。まずは出来ることから始めましょう。

Reduce (リデュース) 発生抑制

- 回覧・供覧・社内メールなどを活用して資料の共有化を図り、無駄な紙の使用を控えましょう。
- 事務用品の購入にあたっては、必要性を十分考慮し、無駄な在庫を持たないようにしましょう。
- お茶やコーヒーなどは、紙コップなどの使い捨ての容器を使用しないようにしましょう。
- リサイクル可能な製品や耐久寿命の長い商品の開発に努めましょう。
- 過剰包装を抑制し、簡易包装に努めましょう。



Reuse (リユース) 再使用

- ファイルなど繰り返し使用できる事務用品を使用しましょう。
- 裏紙をメモ帳の代わりに使用しましょう。
- 新品でなくてもよいものは、中古品を購入しましょう。
- 使用済みの封筒などは、事務連絡などに再使用しましょう。
- 不必要な備品などは、必要とする他の部署で再使用しましょう。
- 通い箱など、運搬資材の省資源化、再使用を進めましょう。
- 再使用可能商品の販売を促進しましょう。



Recycle (リサイクル) 再生利用

- 複数の素材でできたものより、リサイクルしやすい単一の素材でできた製品を購入・使用しましょう。
- 原料に再生資源を積極的に利用しましょう。
- できるだけ高度に分別し、質の高い資源化に努めましょう。
- 再生品の積極的な販売を推進しましょう。



VII 事業系廃棄物に関するQ&A

Q 事業所とは？

A 工場、飲食店、店舗、事務所、病院、スーパーマーケット、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。



Q 少量であれば、一般家庭のごみ集積場に出してもよいですか？

A ごみ集積場所は、家庭用のごみ集積場所です。店舗など事業活動に伴って排出された事業系廃棄物は、量の多少にかかわらず出すことはできません。P5の事業系廃棄物の処理方法に従い、適正に処理してください。



Q 店舗と住宅が一体となっていますが、お店のごみは、事業系廃棄物に該当するのでしょうか？

A 住宅から出たごみは家庭系廃棄物、店舗から出たごみは事業系廃棄物になりますので、それぞれ分けて出してください。

家庭系廃棄物は、地域で決められた家庭用のごみ集積場所へ、事業系廃棄物は、P5の事業系廃棄物の処理方法に従い、適正に処理してください。



Q

従業員の個人ごみ(飲食物、弁当容器等)は、どのように処理したらいいですか？

A

事業所から排出され、従業員の飲食に伴うものなど製造・流通・販売等の本来業務以外で発生するもので、家庭系廃棄物と同質のものについては事業系一般廃棄物として取り扱い、市の処理施設で受け入れます。

また、資源ごみ(缶、ペットボトル、びん類、新聞紙、ダンボール、雑がみ、紙製容器包装、紙パック及びプラスチック製容器包装)については、資源化の推進のため処理手数料を無料としていますので、適正な分別排出の推進にご協力ください。



Q

自社の敷地内で、焼却処分はできますか？

A

事業系廃棄物をドラム缶などで焼却することや野外焼却することは廃棄物処理法で禁止されています。(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金)

事業系廃棄物を焼却する場合は、構造基準を満たした焼却炉で焼却する必要があります。



Q

少量しかごみがでないのに、自社の敷地内に埋め立ててもいいですか？

A

廃棄物処理法では、許可のない埋め立てを禁止しています。自社の敷地内であっても不法投棄となります。(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金)

事業系廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しましょう。



お問合せ先等

産業廃棄物

産業廃棄物全般に関すること

➡ 山口県山口健康福祉センター

住所 〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1番1号

電話 083-934-2536

産業廃棄物処理業者の紹介及びマニフェストの購入先

➡ 山口県産業廃棄物協会

住所 〒753-0814 山口市吉敷下東一丁目3番24号 山陽ビル吉敷第2

電話 083-928-1938

産業廃棄物処理業者の許可情報は……

➡ 産業廃棄物処理業者情報検索システム(山口県)

<http://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp>

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物全般に関すること

➡ 防府市クリーンセンター

住所 〒747-0825 防府市大字新田 364 番地

電話 0835-22-4742

FAX 0835-24-4389 E-mail clean@city.hofu.yamaguchi.jp

ホームページ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/16/>

『事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き』

平成30年3月 発行

防府市 生活環境部 クリーンセンター

〒747-0825 防府市大字新田364番地

電話 0835-22-4742 FAX 0835-24-4389

E-mail clean@city.hofu.yamaguchi.jp